

# 公益社団法人日本チアリーディング協会 倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本チアリーディング協会（以下「協会」という）の役員等関係者（以下「協会関係者」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業運営の公正さに対する国民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 前条による「協会関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 定款第2章第5条に規定する会員
- (2) 定款第4章第21条に規定する理事及び監事
- (3) 定款第10章第50条に規定する事務職員
- (4) 協会の加盟団体規程に基づく、加盟団体及び競技者
- (5) 協会の指導員、審判員、スポッター

## (協会関係者の基本的責務)

第3条 協会関係者は、定款第2章第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、協会定款、協会規程、関係規約を遵守し、職務を遂行しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 協会関係者は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用等の行為を行ってはならない。

- 2 協会関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 協会関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 協会関係者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 協会関係者は、自らの社会的立場を認識して、つねに自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
- 6 前1～5項の具体的内容については、公益財団法人日本体育協会が定めた「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に準ずるものとする。

## (倫理委員会)

第5条 本規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(本規程に違反した場合の対処)

第6条 協会関係者に、本規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合、理事会は直ちに調査を開始する。

2 前項の調査の結果、協会関係者が、本規程に違反する行為を行ったと認められる場合、理事会は当事者の弁明の機会を設けるとともに、倫理委員会の意見を聴取した上で、第7条に規定する処分を行うものとする。ただし、定款等に別途の定めがある場合を除く。

(違反行為への処分)

第7条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 会員及び役員

除名、賠償、解任、注意、その他必要に応じた処分を行う。

(2) 事務職員

協会の就業規程の定めに基づき、必要な処分を行う。

(3) 加盟団体及び競技者、指導員、審判員、スポッター

除名、資格の停止又は取消し、その他必要に応じた処分を行う。

(処分の通告)

第8条 処分が理事会において決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体に文書により通告する。

(不服申し立て)

第9条 協会の決定した処分内容に対し、一般財団法人スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

(附則)

この規程は、平成25年4月26日から施行する。